令和８年度

日常生活自立支援事業
生活支援員登録に向けた研修・説明会

令和８年１１月６日（金）
札幌エルプラザ ４階 中研修室
14：00～16：00

北区北８条西３丁目　・地下鉄札幌駅　地下歩道12番出口から徒歩約3分
・JR札幌駅　北口から徒歩約3分

日常生活自立支援事業とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、日常生活に支障のある方へ福祉サービスの利用に関する相談や助言、利用に必要な手続きや費用の支払いなどを支援します。
【サービス内容】
①日常的な生活支援サービス
②金銭管理サービス

生活支援員とは？

○社会福祉協議会の専門員と利用者が話し合って決めた「支援計画書」に基づいて活動します。
○月１回～月４回利用者さんを訪問し、書類手続きや預貯金の払い戻し手続きなどのお手伝いをします。
○１回につき１～２時間程度の活動です。
○交通費等の支給があります。

説明会について

○内　容：
　事業の概要と生活支援員の活動について
　障がいのある方への関わりや制度について
○対象者：登録時の年齢が70歳未満の方

申込・問い合わせ：札幌市社会福祉協議会
自立支援課自立支援係　　電 話 ：６３３-２９４１
FAX ：６１３-５４８６

申込
10/6～

参加申込書

ふりがな		性 別	年 齢
氏 名		男･女	才
お住まいの区		電 話	

★FAXの方はこのまま切らずに送信してください。FAX：613-5486★